

## 平成29年第11回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月25日（水）  
午後1時30分から午後3時00分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（19人）  
会 長 1番 岩崎信一郎  
会長代理  
委 員 2番 太田 尚臣 3番 白石 幸憲 4番 山崎 友好  
5番 松崎 常俊 6番 志田 邦彦 7番 岸本 六郎  
8番 知念 近海 9番 高口 和子 10番 大串 康明  
11番 岡 修治 12番 松尾 均 13番 福田 務  
14番 田中 初治 15番 朝長 久夫 16番 辻尾 政幸  
17番 山下 裕史 18番 水嶋 政明 19番 三枝 政人

5. 欠席委員（0人）

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第52号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第53号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する  
意見について  
議案第54号 非農地通知の対象とすることの決定について

承認審議 土地改良事業に係る土地改良法3条資格者証明について

7. 事務局 事務局長：中村正且 局長補佐：神浦真吾 主査：山口智貴

8. 会議の概要

事務局 只今から平成29年西海市農業委員会第11回総会を開会いたします。本日は全員出席でございます。  
出席委員は在任委員19名中19名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。  
それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますが、本日の議案第50号及び54号の4件について会長に関する事案が含まれておりますので、農業委員会法第31

条の規定に基づきその議事に参与できませんので、本日の議事の進行は会長職務代理にお願いいたします。なお、会長には関係する議案審議の際は随時退席をお願いします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、12番松尾委員、13番福田委員にお願いいたします。

議長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」1番、2番を説明いたします。資料は2頁・3頁になります。所在が西海町中浦南郷字野口の畑、計1筆・1,011㎡の申請と中浦北郷字椎ノ木、畑4筆。中浦南郷字舞坂の畑8筆、計12筆の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項、譲り受け人の農機具の保有状況については議案書記載のとおりです。申請事由としまして譲渡人が申請の物件について譲り受け人に対し許可あり次第所有権移転贈与、使用貸借権を設定し、農業者年金受給申請に備えるというものです。権利種別は所有権移転「贈与」と、使用貸借権設定となっています。現在管理している93,737㎡の農地のうち、計41,368㎡については、農業者年金受給申請にからみ、息子さんへの経営移譲の手続きを行うものです。今回の申請は申請地が分筆予定のもの1筆・3条1の分、登記地目が山林のもの12筆・3条の2、現状農地でなくなったもの2筆・非農地通知分が対象で、残地52,369㎡については農地中間管理事業で対応予定とのことです。

農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。

関係資料は4頁から15頁までで、4頁に位置図、5頁に付近状況図を添付しております。譲り受け人の自宅すぐとなりが贈与分、約3.

5 kmと3.8 kmのところに各申請地があり、車で約10分ぐらいの状況です。6・7・8頁は字図で、黄色に塗られているところが申請地です。9・10・11頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。12から15頁は現況写真となっています。権利移転後、使用貸借権設定後もひきつづき果樹栽培をする予定とのこと。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を担当委員お願いします。

5番 先日現地を確認し、後継者がおり農業者年金の受給に備えるとのこと。何ら問題ないと思われしますので、ご審議方よろしくをお願いします。

議長 ただ今議案第50号の「1番」「2番」について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」「2番」については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」1番を説明します。資料は16頁です。「1番」は所在地が西彼町小迎郷字土井行ノ辻1筆と同所字大堀2筆、合計、畑3筆、面積・2,877㎡で利用状況は休耕地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は太陽光発電設備設置に伴う土地購入のためとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。添付資料は、17頁から26頁までで、17頁に位置図、18頁に付近状況図、19頁に字図、20頁に航空写真を添付し、21・22頁に現況写真、23頁に被害防除計画書、24頁に計画図、25頁に排水計画図、26頁に配置・断面図

を添付しています。ソーラーパネル784枚、パワーコンディショナー14台、発電規模140kwの高圧発電設備所要面積2,000㎡を予定しています。23頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高0.5m、切り土を行う最高0.5m。被害防除措置として、緩衝地を設ける。西・北・東側に農地があるが、造成工事がほぼ不要なこと及び不陸整正・転圧時でも南側に向かって傾斜しているため、周辺農地には影響がないと判断した。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、構築物の高さを1.5m程度に加減する。西・北・東側に農地があるが、南側に向かって傾斜しているため、パネル面が南向きでも周辺農地には影響がないと判断した。排水計画ですが、雨水は自然流下、敷地内にU字溝、溜枡を配置し、道路側溝への排水を予定しています。工期は許可日からH30.3.31を予定、権利移転は11月予定しています。申請地は今回の西海農業振興地域整備計画（変更）により、除外手続きを行った。（H29.9.29告示）H29.5.25総会にて議案28号にて審議いただいております。

農地区分について、申請地は耕作地や道路及び山林に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長            それでは補足説明を担当委員お願いします。

17番            昨日地区担当推進委員と現地確認をしました。19項の図面で申請地の北側に担当推進委員の樹園地がありますが、段違いでもあり特に影響はないだろうということでした。排水対策等もしっかりした計画になっているようですし、その他の近傍農地への日照等についても影響を及ぼす恐れはないものとして確認してまいりました。ご審議方よろしくをお願いします。

議長            ただ今、議案第51号の1番について説明がありました。  
                  これより質疑に入ります。  
                  皆さんから何かご意見等ございませんか。

11番            譲渡し人の住所ですが、大串郷となっておりますが間違いはありませんか。

事務局           移動前の住所は委員ご指摘のとおり鳥加郷でしたが、現住所として大串郷となっております、この住所地番で登記をするということを確認しております。

1 1 番 場所はどの辺りですか。

事務局 大串の銀行跡地のところになります。

1 1 番 特に異論はないのですが、以前は野菜を耕作されていたように記憶しておりますが、この土地はいつごろ現在の地権者に移転したのでしょうか。というのが譲り渡し人は大工さんだったと思いますがその辺は問題ないのでしょうか。

議 長 この土地については以前審議をしていると思いますが。事務局どうですか。

1 7 番 借金の関係で譲渡したように聞いております。

事務局 譲渡し人は建設業を営みながら農地も持っておられます。また当該土地については、平成24年に3条の申請があったものであります。農用区域にも入っておりますが、平成28年の見直しにより除外となり今回の申請に至っております。以前にも随時による農用地の除外の申請をしたことがあったようですが、計画が特になかったため断念したと伺っております。

議 長 周りはみかん畑のようですが。

1 7 番 小迎から県道は大瀬戸方面に行く途中にあります。

議 長 写真で見る限りでは優良にみえますが。

1 番 実際はもっと荒れています。

6 番 太陽光の設置についてはこれまで農地が隣接していないところに設置していたように記憶していますが、周辺農地への影響が心配なところがありますがいかがでしょうか。

議 長 周辺は耕作されているということで北側の地権者は問題ないということですが、その他の話はしていませんか。

1 7 番 東側の耕作者は事前に聞いていたということで、特に問題はないとのことでした。また、西側の農地はより北寄りで反射面が南東向きに設置するので特に問題はないということでした。

議 長 ほかには何か意見等ありませんか。

1 番 当該農地は以前、非農地証明か非農地通知の交付依頼があったと記憶していますが、当時はまだ荒廃しておらず却下した経緯がございます。また、となりの耕作者の方に聞いた話では、水が出たりして農地としてはあまりよくないとのことでした。現在は荒廃しており周辺の方の同意があるのであれば良いのではないかと思います。

1 7 番 いま会長が言われるように畑の真ん中から水が湧いて出るそうで、畑としてはよくないとの話は聞いております。

議 長 ほかには何か意見等ありませんか。  
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第 5 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については許可相当といたします。

議 長 次に議案第 5 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 「2 番」を説明します。資料は 2 7 頁です。「2 番」は所在地が西彼町小迎郷字藤ノ川畑 1 筆、面積・8 2 8 m<sup>2</sup>で利用状況は休耕地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は従業員及び来客駐車場用地として使用するとなっています。権利種別は賃借権の設定「1 0 年」となっています。

添付資料は、2 8 頁から 3 6 頁までで、2 8 頁に位置図、2 9 頁に付近状況図、3 0 頁に字図、3 1 頁に航空写真を添付し、3 2 頁に現況写真、3 3 頁に被害防除計画書、3 4 頁に事業計画書、3 5 頁に計画平面図、3 6 頁に断面図を添付しています。1 7 台分の駐車場・通路兼転回広場整備を予定しています。3 3 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置として、擁壁を設ける。防護柵を設ける。周囲に耕作地がないため被害の発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐

れを生じさせないための措置として、構築物がフェンスのみで、周辺に耕作地がないため日照、通風の被害の発生の恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下で負フェンス沿に 150mm 側溝 5 8. 9 m、溜枡を配置し、道路側溝へ放流するとなっています。工期は許可日から H30. 3. 30 を予定。

農地区分について、申請地は宅地や道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 補足説明を担当委員お願いします。

1 7 番 同じく地区担当推進委員と現地を確認しました。施設を増設する事により従業員及び来客駐車場用地を確保するためということです。貸主ですが親御さんが早くに亡くなり祖父が耕作しておりましたが、高齢で作付けも出来ない状況であります。本人も会社勤めで他の農地は貸し付けたりしているようです。申請地は被害防除計画にありますように、排水その他近傍に農地もありませんので特に問題はないものとして見てまいりました。ご審議方よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 5 1 号の 2 番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。

1 4 番 従業員及び来客駐車場用地を確保するためということですが、3 4 項には店舗増設計画ありと記載がありますがどういう意味でしょうか。

事務局 3 5 項平面図の右下の網掛けの部分が店舗増設計画であります、この部分は既設店舗と同じ筆で宅地となっております。その前に従業員及び来客駐車場用地を確保したいということです。

議 長 ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第 5 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については許可相当といたします。

議 長 次に議案第 5 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

の3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

「3番」を説明します。資料は37頁です。「3番」は所在地が西彼町八木原郷字八子キ田1筆、面積・195㎡で利用状況は休耕地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は隣接する共同住宅の入居者のための賃貸駐車場を提供するとなっています。権利種別は所有権移転「交換」となっています。(八木原郷1781番19・宅地47.84㎡)

添付資料は、38頁から45頁までで、38頁に位置図、39頁に付近状況図、40頁に字図、41頁に航空写真を添付し、42頁に現況写真、43頁に被害防除計画書、44頁に事業計画書、45頁に計画図を添付しています。7台分の駐車場119㎡・通路76㎡を予定しています。43頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高0.6m。被害防除措置として、擁壁を設ける。用地内に建物を建築する計画はなく、隣接農地へ土砂・雨水等の流れ込みを防止するため、宅地側へ傾斜をつけて造成し、雨水は国道側の側溝へ自然流下させる。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、隣接農地への通路を確保する。建て物の建築をしない。露天駐車場としての利用に限るので、日照、通風、耕作などに被害を及ぼす恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は発生しない。となっています。工期は許可日から6ヶ月を予定。

農地区分について、申請地は宅地や田、道路に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議長

補足説明を担当委員をお願いします。

17番

同じく昨日八木原の推進委員と譲り受け人と立ち会いをしてまいりました。入居者のための賃貸駐車場の確保ということで、被害防除計画書にあるとおり特に問題はないと判断してまいりました。また、隣接の農地に進入路がないため譲り受け人の土地と交換して道路を作るとのことでした。ご審議方よろしくをお願いします。

議長

ただ今、議案第51号の3番について説明がありました。  
これより質疑に入ります。  
皆さんから何かご意見等ございませんか。

議長

ないようでしたら、本案について許可することにご異議ございません



んか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。  
よって、議案第51号「農地法第5条の規定による許可申請について」の3番については許可相当といたします。

議 長 次に議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

47頁は農用地利用集積計画集計表です。「合意解約」3件・5筆・19,133㎡、「使用貸借権・賃貸借権設定」（県公社借入分）の賃貸借「12年」のもの1件・1筆・1,244㎡、賃貸借「10年」のもの1件・3筆・9,146㎡、使用貸借「10年」のもの8件・18筆・26,084㎡、賃貸借「5年」のもの10件・15筆・26,624㎡、使用貸借「5年」のもの5件・13筆・16,190㎡、計25件・50筆・79,288㎡が計上されています。

48頁は合意解約分の3件・5筆、19,133㎡の詳細となっています。中間管理事業へ移行するものです。

49から51頁は県公社借入、使用貸借「12年」のもの1件・1筆・1,244㎡、賃貸借「10年」のもの1件・3筆・9,146㎡、使用貸借「10年」のもの8件・18筆・26,084㎡、賃貸借「5年」のもの10件・15筆・26,624㎡、使用貸借「5年」のもの5件・13筆・16,190㎡、計25件・50筆・79,288㎡の詳細となっています。各筆の地番・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。（中間管理事業へ移行分につき借り手の農業経営状況はなし）。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第52号について説明がありました。  
補足説明は不要ということでこれより質疑に入ります。  
何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、議案第52号「農用地利用集積計画」について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第52号「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり決定いたします。

議 長 次に議案第53号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 52頁をお願いします。議案第53号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画に関する意見について」農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので判断を求める。となっています。資料は53頁から55頁です。先ほど49頁から51頁で出ました県公社の借り入れ分の土地・50筆がそのままここに計上されています。今回は全50筆のうち27筆に対して、県農業振興公社から「8者」に対し計27筆・49,119㎡、内訳として、使用貸借「12年」のもの1件・1筆・1,244㎡、使用貸借「10年」のもの1件・1筆・1,996㎡、賃貸借「10年」のもの1件・3筆・9,146㎡、賃貸借「5年」のもの7件・15筆・26,624㎡、使用貸借「5年」のもの2件・7筆・10,109㎡（件数は重複あり）配分なし・使用貸借「10年」のもの・17筆・24,088㎡、配分なし・使用貸借「5年」のもの・6筆・6,081㎡、計・50筆・79,288㎡の農用地利用配分計画（案）の詳細が53頁から55頁に計上されています。56頁から65頁に「8者」の借り手の経営状況を添付しています。各筆の地番・面積・賃貸借等の詳細につきましては議案書を参照ください。66頁に25・27番の2筆の一部賃貸借の利用状況資料・航空写真を添付しています。28番から50番については、借り手が決定次第、総会に議案として提案されることとなります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは1番から24番までについて補足説明を担当委員をお願いします。

9番 下岳の前田地区について、これまで本人耕作や個人間での使用貸借・賃貸借等で耕作していましたが、農地中間管理事業に地域一体と

なって移行するというものです。よろしく申し上げます。

議 長 次 25番から27番について補足説明を担当委員お願いします。

5番 先日現地を確認しました。写真ではみかんが栽培されているように見えますが現状は荒れており、畑そのものはいじらないでオリーブを栽培するということでした。特段問題はないと判断しましたのでよろしくご審議ください。

議 長 ただ今、議案第53号について説明がありました。  
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について原案どおり決定することにご異議  
ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第53号「農地中間管理事業における農地利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「意見なし」といたします。

議 長 次に議案第54号「非農地通知の対象とするものの決定について」  
を議題といたします。

本案は1番委員及び4番委員に関係する事案が含まれますので、  
農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終  
了まで退席をお願いします。審議終了後に入室・着席していただきます。

1番から12番までと13番から19番までに分けて審議いたします。  
まず1番～12番までについて事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは資料は67頁をお願いします。議案第54号の非農地通知  
の対象とするものの決定について説明をいたします。今回は7件・1  
9筆・12,180㎡について、審議を頂きたいと思えます。

申請者の方は7件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書のとおりです。

説明に入ります。1件目は1番から8番の8筆となり、資料は68  
頁から73頁です。所有者は大阪府門真市の方で出身地は西彼町下岳  
郷で被相続物件となります。68頁に位置図、69頁に付近近況図、  
70頁に字図、71頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料  
で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。

現場のほうですが、雑木等が茂り山林しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。72・73頁が対象地の現況写真です。

2件目は9番の1筆となり、資料は74頁から78頁です。所有者は大阪府和泉市の方で出身地は大瀬戸町瀬戸西濱郷です。74頁に位置図、75頁に付近近況図、76頁に字図、77頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。78頁が対象地の現況写真です

3件目は10・11番の2筆となり、資料は79頁から83頁です。所有者は西海町中浦南郷の方です。79頁に位置図、80頁に付近近況図、81頁に字図、82頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。83頁が対象地の現況写真です。

4件目は12番の1筆となり、資料は84頁から88頁です。所有者は西海町木場郷の方です。84頁に位置図、85頁に付近近況図、86頁に字図、87頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。88頁が対象地の現況写真です

全ての対象地において農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは1番から8番について補足説明を担当委員お願いします。

9番            先日、担当推進委員と現場確認に行きました。対象農地に分け入ることができないほど荒れ、山林化しており非農地通知の対象として問題はないと判断しました。

議 長            次に9番について補足説明を担当委員お願いします。

7番            現状は荒れており、周辺も荒廃化しておりました。見る限りにおいて非農地としてやむを得ないものと判断しました。よろしくお願ひします。

議 長 次に10番、11番について補足説明を担当委員お願いします。

5番 先日、申し出者と一緒に現地を確認しました。進入路もなく人間も分け入ることができないくらい荒れた状態でした。非農地通知の対象として問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

議 長 次に12番について補足説明を担当委員お願いします。

13番 地区担当推進委員と一緒に確認しました。雑木が繁っておりましたが道路に近くいかかとも思いましたが、隣接の宅地の売買の話があり、そこが売却されると当該農地に行けなくなる事もあるの申し出のようですので、非農地としてもやむを得ないと判断しました。  
よろしくをお願いします。

5番 宅地はどの部分ですか。

13番 申請地と道路に挟まれた土地で、航空写真で見ると農地に見えますが宅地になっており、そこを買われると申請の農地へ行く方法がなくなるということです。

事務局 該当する農地は赤判定となっております。

議 長 申し出のあった農地は全て赤判定ということのようです。

11番 今、赤判定という言葉が出ましたが、大体の察しはつきますがどういう意味か教えてください。

事務局 農地利用状況調査の結果で、荒れてはいるが農地として復元が可能な農地を以前は黄色、緑判定とし現在はA区分、復元が困難な農地を赤判定、現在はB区分という表現をします。つまり赤判定というのは以前の表現であります。分かりにくくて申し訳ありません。

議 長 今年度の利用状況調査は改正前の委員で実施をした経過もあり、そのあたりの説明、研修等についても今後あるかと思しますので事務局にはお願いをしておきたいと思えます。

議 長 ただ今、議案第54号の1番から12番について説明がありました。ほかに質疑等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第54号「非農地通知の対象とすることの決定について」の1番から12番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

次に同じく13番～19番を審議いたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 5件目は13番・14番の2筆となり、資料は89頁から93頁です。所有者は西彼町白崎郷の方です。89頁に位置図、90頁に付近近況図、91頁に字図、92頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。93頁が対象地の現況写真です。

6件目は15番から18番の4筆となり資料は94頁から100頁です。所有者は神奈川県横浜市の方で大瀬戸町多以良外郷にゆかりのある方で被相続物件となります。94頁に位置図、95頁に付近近況図、96・97頁に字図、98・99頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。100頁が対象地の現況写真です。

7件目は19番の1筆となり、資料は101頁から105頁です。所有者は大瀬戸町瀬戸下山郷の方です。101頁に位置図、102頁に付近近況図、103頁に字図、104頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請地となっています。現場のほうですが、砂利・岩盤・雑草類が茂り耕作地にできない状況で原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。105頁が対象地の現況写真です。圃場整備を行った際から現況と状態は変わっていない。ずっと農地でないと思っていたが、農地（畑）であったことが判明し、西海農業振興地域整備計画（変更）により、除外手続きを行った。（H29.9.29告示）H29.5.25総会にて議案28号にて審議

対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

議 長 13番、14番について補足説明を担当委員お願いします。

9番 現地の確認に行きました。セイタカアワダチソウ等雑木が繁っており立ち入りも出来ないような状態であり写真のとおりでした。非農地通知の対象として問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 次に15番から18番について補足説明を担当委員お願いします。

15番 現況は写真のとおり山林化しておりました。非農地通知の対象として問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 次に19番について補足説明を担当委員お願いします。

7番 平成17年頃だと記憶しておりますが、一体を基盤整備した時に資材置き場とかに使用させていただいた所です。地目では農地とのことです。現状は砂利とかも敷き込んでおり形状も農地としては利用しにくい土地で、一部に岩盤があり農地としては利用できないと判断しましたのでよろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第54号の13番から19番について説明がありました。

これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第54号「非農地通知の対象とするものの決定について」の13番から19番について、非農地通知の対象とするものに決定いたします。

議 長 次に承認審議に入ります。

土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について事務局の説明をお願いします。

事務局 資料は106頁、土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について、丸田地区県営農地整備事業について、土地改良法第3条の規定により承認の申出があったので、承認の可否について意見を求め

るものであります。内容については土地改良法第87条の3第1項の規定に基づき、平成28年1月12日付けで公告のあった丸田地区県営農地整備事業（区画整理工種）の計画変更と、土地改良法第87条の3第1項の規定に基づき、平成28年1月12日付けで公告のあった丸田地区県営農地整備事業（農業用排水施設工種）の計画変更です。

107頁から116頁に対象となる土地の所在地番、前回資格者と変更後の資格者名簿、変更があった場合の理由について、220筆について掲載しております。1つの団体と34の個人から同意書への証明を求められています。今回は事業の確定に伴い最終変更が生じた分について土地改良法3条の規定に基づいた資格者として妥当かどうかの申出がなされています。それぞれ農地を所有されており資格者として妥当と考えていますので審議をお願いします。

議長 　ただ今、丸田地区土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明について説明がありました。  
資格者の変更ということですが、皆様からご意見等ありませんか。  
《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について承認することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 　「異議なし」と認めます。  
よって、土地改良事業に係る土地改良法第3条資格者証明については承認する事に決定いたします。

議長 　以上をもちまして本日の議案審議は全て終了いたしました。  
皆さんのほうから何かありませんか。

議長 　ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 平成29年11月27日(月) 午後2時00分から  
場所 大瀬戸コミュニティセンター

これをもちまして西海市農業委員会第11回総会を閉会いたします。  
お様でした。



平成 29 年 10 月 25 日

農業委員会 会長

議事録 署名人

議事録 署名人